

2017年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2017年4月1日～2018年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度～2009年度) 50%以上(2010年度～2014年度) 70%以上(2015年度～)	85%以上
	実績	97.9%	94.0%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 ※4	159,723台	取外回収台数	19,560台	CFC引取台数	2,382台
	委託全部利用投入解体自動車台数 ※5	6,993台	車上作動台数	109,641台	HFC引取台数	145,532台
	合計	166,716台	一部取外回収／一部車上作動台数	7,376台		
引取量	ASR引取重量①	25,724.6t	取外回収個数	58,893個	CFC引取重量	222.7kg
	委託全部利用引渡ASR相当重量②	1,195.8t	車上作動個数	366,129個	HFC引取重量	35,033.9kg
	合計	26,920.4t	合計	425,022個	合計	35,256.6kg
再資源化重量	再資源化施設 ASR投入重量 ③ ※6	25,724.6t	再資源化施設引取重量⑦	37,185.6kg	再資源化重量⑧	34,943.2kg
	再資源化施設 ASR排出残さ重量④	501.5t				
	委託全部利用投入ASR相当重量⑤	1,195.8t				
	委託全部利用排出残さ重量⑥	53.4t				
合計 (③-④) + (⑤-⑥)	26,365.5t					

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合計	内 フロン類	内 エアバッグ類	内 ASR
収入	払渡しを受けた預託金の額 (1)	1,772,977,929 円	351,185,689 円	328,262,715 円	1,093,529,525 円
	内 預託金利分	208,819,130 円	-		
支出	再資源化等に要した費用 (2)	1,393,268,593 円	255,459,013 円	269,789,812 円	868,019,768 円
	内 社内費用 (人件費)	11,977,656 円	-		
	内 社内費用 (システム費)	1,552,559 円	-		
リサイクル収支 (税引前) (3)					
【(3) = (1) - (2)】		379,709,336 円			

(参考1) 2017年度リサイクル収支から拋出の費用

公益財団法人自動車リサイクル 高度化財団への拋出 (注1) (4)	242,559,000 円	-
拋出後の収支 (5)		-
【(5) = (3) - (4)】	137,150,336 円	

(注1) 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の詳細はホームページをご覧ください (<https://j-far.or.jp/>)

(参考2) 再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用	67,317,088 円	-
ASRリサイクル関連費用	23,527,008 円	-
合計 (6)	90,844,096 円	-
メーカーとしてのリサイクル全体収支 (7)		
【(7) = (5) - (6)】	46,306,240 円	-

[注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ。

※2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量③} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量④} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量⑤} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量⑥} \end{array} \right]}{\left[\text{ASR 引取重量①} \right] + \left[\text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量②} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[\text{エアバッグ類再資源化重量⑧} \right]}{\left[\text{エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦} \right]}$$

- ※3. CFC（＝特定フロン CFC12）・HFC（＝代替フロン HFC134a）はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。